# 平成 25 年度 練馬区食品衛生監視指導計画

~食の安全・安心確保のための取り組み~

平成 25 年 3 月 練 馬 区 保 健 所

# 目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	I 衛生上の危害発生の防止	
2.	主な監視指導事業	
		1
	(2)実施予定件数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(3)監視指導事業の共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(4)重点監視指導事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(5)夏期および歳末一斉監視指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(6) その他の監視指導事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.		
	(1)年間実施予定 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
	(2)収去検査実施予定検体数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4.	P400 1 1 11 0 1	
	(1)技術および情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(2)自主的衛生管理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5.		
	(1) 区民への情報提供等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
	(2)食品等事業者への情報提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(3)講演会・シンポジウム等の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(4) 計画への区民意見の反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(5)年間実施予定 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
	Ⅱ 危害発生時の対応	
6.	危機管理体制の整備	
	(1)違反・不良食品等を発見した場合の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2) 食品の苦情についての対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(3)食中毒等健康被害発生時対策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
	(4) 緊急監視 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
7.	不利益処分等	
	(1)不利益処分等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(2)違反の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	Ⅲ 実施体制および連携体制の整備	
8.	監視指導の実施体制および他機関との連携	
	(1)実施体制······	6
	(2)庁内関係部署および他の関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
9.	試験検査の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	- 1 )試験検査の実施機関······	7
	(2) 信頼性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 7 7
1 (	O. 食品衛生監視員の資質の向上······	7
	用語の解説····································	8
}	刊語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	g
<i>)</i> :		1 0
		1 1
)	UNIX WANTED	- I - I

### 平成25年度練馬区食品衛生監視指導計画

#### 1. はじめに

練馬区では、食品衛生法第 24 条に基づき「平成 25 年度練馬区食品衛生監視指導計画 (以下「計画」という。) を策定します。

この計画の目的は以下のとおりです。

- 衛生上の危害発生の防止 T
- 危害発生時の対応  $\mathbf{I}$

Ⅲ 実施体制および連携体制の整備

→ 区民の食生活の安全の確保

#### 衛生上の危害発生の防止 Ι

食品等に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、区民の食生活の安全確 保を図るため、食品取扱施設に対して監視指導および普及啓発を実施します。 また、消費者に対しても食中毒予防のための情報を積極的に提供するなど、普 及啓発に努めます。

#### 2. 主な監視指導事業

#### (1) 年間実施予定

練馬区内で製造・加工・調理される食品や流通・販売される食品に関し、事故を未 然に防止するため、以下に示す監視指導事業の共通事項および重点監視指導事業につ いて、別紙①のとおり監視指導を行います。

#### (2) 実施予定件数

平成 25 年度監視指導予定件数 1 2.000 件

※監視指導の対象である、練馬区内の営業許可取得施設および届出施設数は、 13,477 件 (平成24年12月末現在)

#### (3) 監視指導事業の共通事項

- 〇「食品衛生法」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」、「東京都食品 製造業等取締条例」および「東京都ふぐの取扱い規制条例」の遵守の確認と指導
- ○製造、加工および調理の各段階での一般的衛生管理の徹底、実施状況の確認・指導
- ○食品群ごとに食品供給行程(フードチェーン)を通じた衛生管理の徹底(別紙②)
- ○食品等の仕入元、販売先に関する記録、機械類等の点検・補修結果やロット毎の製 造記録などの作成・保存を指導

#### (4) 重点監視指導事業

#### ア 食中毒対策

①飲食店等施設の重点的監視

食中毒が発生しやすい業種や、大規模な患者発生につながる大量調理施設および 症状が重篤化しやすい方が利用するハイリスク施設\* 1 に対して、重点的に監視指 導・普及啓発活動を行い、食中毒の発生防止に努めます。

また、過去に食中毒を発生させた施設についても、再発防止対策の確認を目的とした監視指導を引き続き実施していきます。

#### ②カンピロバクター、腸管出血性大腸菌(O157等)対策

食肉の生食や加熱不足等による、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌を原因とする食中毒が多発していることから、食肉の生食の危険性について周知を徹底し、食肉販売業者、食肉処理業者、飲食店(焼肉店等)等食肉を取り扱う施設の監視を重点的に行い、食中毒の発生防止を図っていきます。また上記に加え、ハイリスク施設や消費者等への普及啓発活動を実施します。

#### ③ノロウイルス対策

毎年、冬場に多発するノロウイルスによる食中毒を防止するため、ハイリスク施設、飲食店や魚介類販売業をはじめとする食品等事業者を対象に、従業員の体調管理や食材への二次汚染の防止等の基本的な予防策を重点的に指導します。また区民に対しても、ノロウイルスに関する正しい知識とその予防方法について、普及啓発に努めます。

#### イ. 適正な食品表示への対策

食品衛生法に基づく適正表示の徹底を図ります。 また、JAS法や健康増進法、薬事法などの表示に ついても、関係機関と連携協力して適正表示の推進 に努めます。



店頭での監視の様子

#### (5) 夏期および歳末一斉監視指導

食中毒が多発する夏期および食品流通量が増加する歳末においては、厚生労働省および消費者庁の実施要領等を踏まえ、東京都(以下「都」という。)と連携して一斉監視指導事業を実施します。なお、実施結果は都が取りまとめたうえで、報道機関や都ホームページで公表されます。

#### (6) その他の監視指導事業

#### ア、食品の放射性物質汚染対応

放射性物質汚染対応として、食品については国の基準値に基づき、生産地での検査が実施され、安全な食品の流通が図られています。基準値を超えた食品が流通するなどの事故が発生した時は、国・都と連携して対応します。また、最新の情報収集に努め、今後の動向に応じた対応を図ります。

#### イ. 広域流通食品対策

有害食品等の広域流通を防止するため、都と連携して以下の監視指導を行います。

- ○製造工程での原材料や製品の検査およびその取扱い状況
- ○市場・問屋等の流通拠点や販売店での商品の検査およびその取扱い状況

#### ウ. 輸入食品対策

輸入食品の安全を確保するため情報収集に努めるとともに、区内に流通する輸入食品の監視や検査、輸入業者への指導を行います。

#### 工. 残留農薬等対策

農産物における残留農薬、家畜および養殖魚介類に使用される飼料添加物ならびに動物用医薬品について情報収集に努めるとともに、東京あおば農業協同組合との役割分担の下、残留農薬の検査を実施します。

#### オ、縁日、祭礼等の行事における臨時営業者、臨時出店者の監視指導

酉の市・ボロ市等の臨時営業者および照姫まつり・練馬まつりの臨時出店者への衛生的な食品の取扱いの指導や、これら行事内での無許可営業を排除するための監視を行います。

#### 3. 収去検査

#### (1) 年間実施予定

監視指導事業にあわせて、別紙①のとおり収去検査<sup>※2</sup>を実施します。

#### (2) 収去検査実施予定検体数

(単位:件)

	\ 1 I— · 117	
細菌検査	理化学検査	合 計
700	170	870

#### 4. 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

#### (1) 技術および情報の提供

自主管理の技術および情報について、食品衛生推進員や食品衛生協会の自治指導員 を通じて食品等事業者に提供し、自主的な衛生管理を推進します。また、保健所によ る監視指導時や営業許可申請時などの機会を利用して、病原体を媒介するネズミ・昆 虫対策についても事業者に対して普及啓発を図ります。

#### (2) より高度な自主的衛生管理の推進

食品等事業者に対し、都が実施する食品衛生自主管理認証制度<sup>\*3</sup>に関する情報提供を行い、より高度な自主的衛生管理の推進を図っていきます。

#### 5. 区民・事業者・行政間の情報および意見の交換(リスクコミュニケーション)

#### (1) 区民への情報提供等

#### ア. 媒体による情報提供

食中毒多発期の注意喚起や食品問題発生時などの情報提供を、「ねりま食品衛生だより」などのリーフレット、広報紙および区のホームページを用いて実施します。 また、近年増加しているカンピロバクターやO157などの腸管出血性大腸菌による食中毒については、今まで以上により積極的に情報を提供していきます。

#### イ、講習会等の実施

区民の食品衛生意識の向上のため、要請に応じて出前 講習会を実施し、食品衛生情報を提供します。また、庁内 他部署の実施するイベントに出展し、来場する消費者に対 して積極的に食品衛生知識の普及啓発を行い、食品による 健康被害発生の防止に努めます。



食の安全教室

#### ウ. 食育関連事業

食育基本法を踏まえ庁内関係部署と連携し、主に児童・生徒を対象にして食品衛生に関する知識の普及啓発を図ります。

#### (2) 食品等事業者への情報提供等

つぎのような分類において、別紙①のとおり実施します。

#### ア. 業態別営業者講習会

すし店、食肉販売店といった業態ごとの営業者・食品衛生責任者<sup>\*4</sup>を対象に、それぞれの業態の特性を踏まえた 衛生管理について、食品衛生講習会を実施します。

#### イ. 食品衛生実務講習会

食品衛生責任者を主な対象とし、自主的な衛生管理の推進に関する事項や最新の食品衛生に関する知識を提供する ため、食品衛生実務講習会を実施します。



食品衛生実務講習会

#### ウ. その他の講習会

スーパー、ホテルなどの大規模施設の従業員を中心に、要望に応じて随時、講習会を実施します。

#### (3) 講演会・シンポジウム等の開催

区民の関心が高いテーマで講演会等を開催します。また、そのテーマについて区民・食品等事業者・行政関係者・学識経験者といった食に関わる様々な立場からの意見を交換しあい、それぞれの立場についての理解を深めることによって、食の安心確保を図ります。

#### (4) 計画への区民意見の反映

計画を策定するときは、区民から意見を募り、計画に反映させます。計画および実施結果については、区ホームページ等で公表します。

#### (5) 年間実施予定

事業名	実施日
食品衛生月間パネル展示	平成 25 年 8 月
食品衛生実務講習会	平成 25 年 9 月中旬
食の安全・安心シンポジウム等	平成 25 年 10~11 月
平成 26 年度監視指導計画案の公表	平成 26 年 1 月
平成 26 年度監視指導計画案への意見募集	平成 26 年 1~2 月
平成 26 年度監視指導計画の策定および公表	平成 26 年 3 月
ねりま食品衛生だより	4~5回/年 発行
出前講習会	随時実施
食品衛生情報のホームページ掲載	随時実施
平成 25 年度監視指導計画の実施結果の公表	平成26年6月末までに実施

# Ⅱ 危害発生時の対応

監視および収去検査で違反食品、有害食品が確認された場合は、その食品が販売および使用されないよう、関係機関と連携し、回収・廃棄など危害除去の措置を実施します。

食中毒が発生した場合には原因究明を行い、再発防止対策を実施します。また、健康被害の状況には様々なケースが想定されるため、関係機関との連携を密にして被害の拡大防止を図ります。

#### 6. 危機管理体制

食品衛生法に違反した食品<sup>※5</sup>の発見や食中毒の発生など、食品による危害が報告された際には、原因を調査するとともに、再発防止策を指導し、食品の安全確保を図ります。

#### (1) 違反・不良食品等を発見した場合の対応

違反・不良食品を発見した場合、または食品等事業者から不良食品についての報告があった場合には、以下のような措置を実施します。

#### ア. 基準違反発見の場合

製造基準などの違反、表示基準違反、施設基準違反を発見した場合は、改善を指導します。改善に期間を要する場合は、文書による指導を行います。

#### イ、違反食品等の確認の場合

違反食品、有害食品が確認された場合は、当該食品が販売および使用されないよう、 他の関係機関と連携し、回収・廃棄など危害除去の措置を実施します。

#### (2) 食品の苦情についての対策

区民などから寄せられた苦情は、食品等事業者の調査や食品等の検査により、原因 を調査します。原因が区内の事業者にあれば、対象食品の回収、廃棄、取扱いや施設 改善を指導するなど、危害除去および再発防止の措置を実施します。

調査対象が区外のときは管轄の自治体に通報し、調査・指導を依頼します。

#### (3) 食中毒等健康被害発生時対策

食中毒や違反食品等による健康被害の発生を把握した場合は、速やかに調査対象者や関係施設等の調査および検査を行います。また調査が広域に渡る場合には、都など関係機関との連携を密にして原因究明を迅速に行い、被害の拡大防止を図ります。なお、社会福祉施設等での集団発症事例や腸管出血性大腸菌の感染者など、感染症と食中毒の両方が原因として疑われる場合には、保健予防課や庁内関係部署と共同して調査を行います。食中毒と判断した場合は、営業停止等の不利益処分を行うとともに衛生教育等で再発防止策を指導します。

#### (4) 緊急監視

広域性があり、かつ緊急に有害食品などの排除を要する場合は、都と連携して関連施設の監視指導および危害防止の措置を実施します。また、区内において有害食品などを発見した時も、都と連携の上で、販売禁止処分や回収命令等の不利益処分や、区民向けの広報を行うなど、迅速に危害の拡大防止を図ります。

#### 7. 不利益処分等

#### (1) 不利益処分等の実施

食中毒の発生や違反食品の発見など、緊急の安全確保が必要とされる場合は、「危害の除去命令」、「営業などの禁停止命令」または「施設改善命令または許可の取り消し」の不利益処分を行います。悪質な事例については、告発を行います。

#### (2) 違反の公表

食品衛生法違反に対する不利益処分などの措置を実施したときは、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法違反者の営業者氏名、施設名、違反の内容などを公表します。

# Ⅲ 実施体制および連携体制の整備

I・Ⅱを円滑に実施するため、監視指導等の実施体制の整備および他機関との連携体制を整備していきます。

また、従事する職員の知識や監視技術の向上を図るため、食品衛生に関する各種研修、意見交換会等に参加し、情報交換や最新知識の習得に努めていきます。

#### 8. 監視指導の実施体制および他機関との連携

#### (1) 実施体制

食品衛生に関する監視指導は、練馬区保健所生活衛生課の食品衛生監視員<sup>※ 6</sup>が、 計画に基づき実施します。また、食品衛生監視員が各々の職責を果たし、必要な監視 指導および普及啓発活動が実施できるよう、体制の整備を図ります。

さらに、庁内関係部署や他自治体および関係行政機関と連携し、食品の安全確保に 取り組んでいきます。(別紙③:連携体制)

#### ア. 実施機関と役割

- ①練馬区保健所生活衛生課 食品衛生担当係
  - 監視指導計画策定・公表および実施結果の公表
  - ・区民、食品等事業者への食品衛生に関する情報提供および意見交換の場の設定
  - 庁内関係部署、関係機関との連絡調整
- ②練馬区保健所生活衛生課 食品衛生監視担当係 (練馬地区担当・石神井地区担当)
  - 「食品衛生法」、「東京都食品製造業等取締条例」ほか関係法令に基づく、食品等 取扱施設の監視指導
  - ・食中毒(疑いを含む)に関する調査
  - ・違反食品および苦情食品に関する調査
  - 食品等事業者および消費者への衛生講習会の実施
  - ・食品等事業者による自主衛生管理推進のための助言・指導

#### イ. 監視指導の対象

「食品衛生法」、「東京都食品製造業等取締条例」、「東京都食品製造業等取締条例」、 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」、「東京都ふぐの取扱い規制条例」に関係する施設および従事者

#### (2) 庁内関係部署および関係機関との連携

監視指導計画に基づく監視指導や普及啓発活動が実施できるよう、庁内関係部署および関係機関と連携していきます。

#### ア. 庁内関係部署との連携

保健所内および庁内関係部署と連携し、監視指導や普及啓発活動を行い、食品の安全を確保します。

- ① 生活衛生課 試験検査係(予定)(食品の試験検査の実施)
- ② 保健予防課(経口感染症の共同調査)
- ③ 健康推進課(食育関連事業)
- ④ 保健相談所 (消費者に対する普及啓発活動)
- ⑤ 施設給食課・保育課(給食の安全確保)
- ⑥ 経済課消費生活センター (消費者に対する普及啓発活動)
- ⑦ 商工観光課 (照姫まつり・練馬まつり等のイベントに出店する店舗の衛生確保)
- ⑧ その他関連部署

#### イ. 東京都との連携

大規模製造業、食品流通拠点および輸入食品の監視指導、複数の区にまたがっての有害食品の排除や違反処理などに係る監視指導ならびに食中毒の広域発生時の対策は、都と連携・協力して実施します。

#### ウ. 関係機関との連携

他の自治体との連絡調整は法に定めがあるものを除き、原則として都福祉保健局健康安全部食品監視課を通じて実施します。

他自治体や関係行政機関(厚生労働省、農林水産省、消費者庁など)と情報交換を行い、連携して食品衛生の向上を図ります。

#### 9. 試験検査の実施体制

#### (1) 試験検査の実施機関

収去した検体の試験検査は、生活衛生課試験検査係(予定)および民間登録検査機 関で実施します。

また、食中毒などの調査に関する試験検査は、東京都健康安全研究センターで実施します。

#### (2) 信頼性の確保

検査の信頼性を確保するため、精度管理基準に基づき内部点検の定期的実施や、外部精度管理への参加並びに検査機器の整備を図ります。また、検査員の技術向上を図るため、実務研修の受講および各種学会・講習会を通じた検査情報の収集に努めます。なお、民間登録検査機関に対しては委託契約に基づき、業務の適正な管理を求め、必要に応じて精度管理の実施記録を確認します。

#### 10. 食品衛生監視員の資質の向上

監視指導に従事する食品衛生監視員は、厚生労働省、都および特別区が実施する研修・講習会への参加により、食品衛生監視員の知識および監視技術の向上を図ります。このほか、食品衛生に関する各種会議、意見交換会、学会などの機会を捉え、情報交換や最新の知識の習得に努めます。

# 用語の解説

- ※1 ハイリスク施設とは…高齢者・児童・乳幼児など、抵抗力の弱い人が利用する施設 のことを指し、具体的には保育園や特別養護老人ホームなどが該当します。
- ※2 **収去検査**とは…食品衛生法第 28 条に基づいて実施する食品の検査のことです。 検査に必要な食品等は食品等事業者から無償で提供させることができます。
- ※3 食品衛生自主管理認証制度とは…東京都が創設した、食品関係施設が取り組んでいる自主的な衛生管理を評価する制度です。施設や食品の管理が都の定める基準を満たしていれば、都が指定する第三者機関に申請することにより認証されます。
- ※4 **食品衛生責任者**とは…食品の安全を確保するために必要な知識を有すると認定された人のことで、食品を取扱う営業を行う際に配置が義務付けられています。 栄養士、調理師など資格を有する者のほか、食品衛生責任者の養成講習会を受講した人が食品衛生責任者になることができます。

食品衛生責任者の役割は食品衛生に関する法令に違反しないよう、営業施設の管理運営、従事者の健康管理および衛生教育、事業者へ助言・勧告を行うことです。

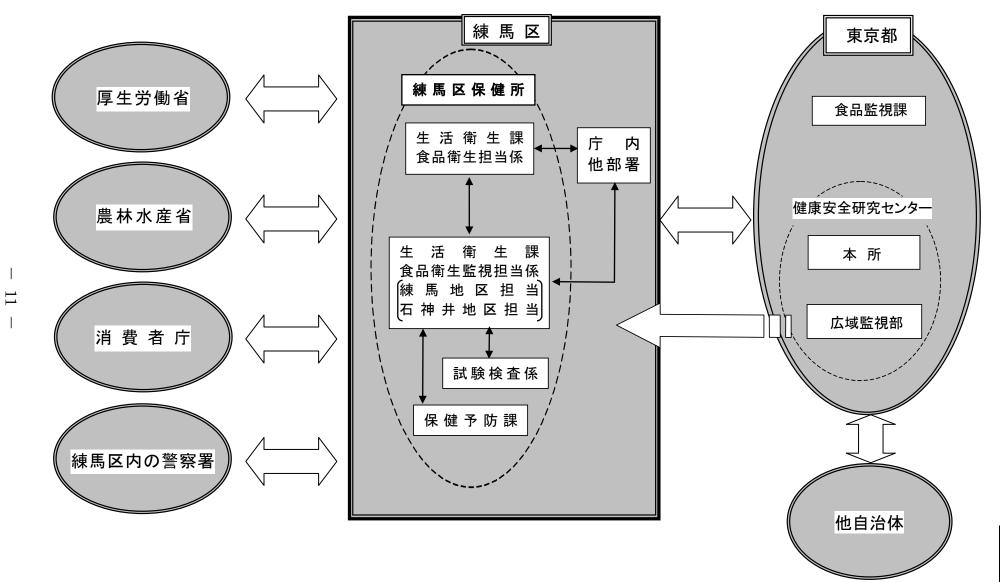
- ※5 **食品衛生法に違反した食品**とは…有害·有毒な食品や病原微生物に汚染された 食品、食品·添加物の規格基準に違反した食品のほか、異物が混入した食品、適 正な表示がされていない食品などのことです。
- ※6 食品衛生監視員とは…食品衛生法で定められている、厚生労働大臣、都道府県 知事、特別区長が任命する、一定の資格を持った職員のことで、食品関係施設 への立入権限、収去権限などが与えられています。練馬区では現在 18 名が従事 しています。

				T	,
	4~5月	6~8月 (夏期一斉)	9~10月	1 1 ~ 1 2 月 (歳末一斉)	1~3月
一斉監視等	〇〇〇〇〇〇 (等) (学) (学) (学) (学) (学) (学) (学) (学) (学) (学	○ と等業 仕集) *** *** *** *** *** *** *** *** **** ****	業・飲食店営業)	〇	〇(〇〇(〇〇(〇〇)) (〇〇) (〇〇) (〇〇) (〇〇) (〇〇) (
収去検査(細菌・化学検	〇学校給食 〇保育園給食 〇集団給食	○集団給会 ○調理パ・仕アを別の ・クできた。 ・クでするでできた。 ・クできたがらいる。 ・クできたがらいる。 ・クできたがらいる。 ・クできた。 ・クでを、 ・クでを、 ・クでを、 ・クでを、 ・クでを ・クでを ・クでを ・クでを ・クでを ・クでを ・クでを ・クでを	○和生菓子 ○買い上げ検査	○ 学子 学子 で で で で で で で で で の の の で の の の の の の の の の の の の の	○大規模飲食店 (ファミリーレストラン) ○輸入柑橘類 ○輸入冷農 残留 ○豆腐
查	○食肉類(生食用食肉含む)				
		要に応じて収去検査を実施   ○ 業態 叫講 羽会 / 区立		○ 类	O 胜 相 化 送 司 玉
実施事業(講習会等)	〇自治指導員講習会 〇食品会養養 員会態別講講書) 〇豆腐製造業)	〇 業 の 大 で に の で の で の の で の の の の の の の の の の の の の	〇 ( 会議業の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	<ul><li>○業態別講習会 (和生菓子、居酒屋 ・焼肉屋、洋生菓子)</li></ul>	〇監視 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
食品衛生だより発行(4回) 【保健所ホームページ掲載 食の安全教室等消費者講習会					

フードチェーン 食品群	生産および食鳥処理	製造および加工	貯蔵、運搬、調理 および販売
食品一般		・使知の御底の御底の御底ののののののののののののののののののののののののののののの	・流通管理(保存温 度、衛生的な取扱い 等)の徹底
食肉、食鳥肉および 食肉製品	・認定小規模食鳥処 理施設における処理 可能羽数の上限の遵 守の徹底	・微生物汚染の防止 の徹底 ・原材料受け入れ時 の残留抗生物質質が が残留抗菌性物に が残留に 検査の実施等による 原材料の 保の徹底	・流通管理(保存温 度、衛生的な取扱い 等)の徹底 ・加熱調理の徹底
乳および乳製品		・微生物汚染の防止の徹底・原材料受け入れ時の原材が生物質筋性物質が強強が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が	・流通管理(保存温 度、衛生的な取扱い 等)の徹底
食鳥卵		・新鮮な正常卵の受け入れの徹底 ・洗卵時および割卵時の汚染防止の徹底 ・汚卵、軟卵および 破卵の選別等検卵の 徹底	・低温保管等温度管 理の徹底 ・破卵等の検卵の徹 底
水産食品(魚介類お よび水産加工品)		・ふぐの衛生的な処理の徹底	・流通管理(保存温 度、衛生的な取扱い 等)の徹底 ・加熱調理の徹底
野菜、果実、穀類、 豆類、種実類、茶等 及びこれらの加工品 (有毒植物およびキ ノコ類を含む。)		・生食用野菜、果実 等の衛生管理の徹底 ・原材料受け入れ時 の残留農薬検査の実 施等による原材料の 安全性の確保の徹底	・穀類、豆類等の運 搬時のかび毒対策の 推進

<sup>※</sup> 記載のないものについては、関係行政機関により衛生管理の指導が行われる。

## 監視指導の実施体制および各機関との連携体制



別紙③

7176 - 8501

練馬区豊玉北 6-12-1

練馬区保健所 生活衛生課 食品衛生担当係

電話 03-5984-4675

FAX 03-5984-1211

E-mail:

seikatueisei 02@city.nerima.tokyo.jp